

「健康食品」の安全性確保に関する検討会 ヒアリング及び意見募集で出された主な意見について

項目	意見	
「健康食品」の名称や位置付けについて	「健康食品」という呼称自体が誤解を招くので、やめるべき（又は、安全性・有効性の科学的根拠が乏しい「いわゆる健康食品」については、「健康食品」という呼称を使用することを規制してはどうか）	
	「健康食品」という枠組み自体をやめ、医薬品の一類型として位置付けるべき	
	「健康食品」の定義を置くべき	効能効果を意図して食品中の特定成分を濃縮しているものを「健康食品」と位置付けるべき
		錠剤・カプセル状の食品や植物等の濃縮物を含むものを「健康食品」と位置付けるべき
健康食品の安全性確保のための具体的方策について	食経験の有無に関する指標を設けるべき（平成17年1月31日以前に国内に広く流通した食品であって健康被害発生報告のないものについては、既存の食品と同等の安全性があると見なすことができるものとして、それ以外の新規の食品成分とは区別して取扱われるべきである）	
	原材料の安全性を個別に確保することが重要	健康食品の個別の原材料や成分、製造方法をリスト化することが望ましい 有効性を謳う成分の含有量の上限値と下限値が設定されることが必要
	品質を安定させることが重要	各企業は製品標準書の作成等により、製造される健康食品の品質が一定となるよう適切な管理を徹底すべき GMPを義務化すべき
	原材料の安全性確保と品質管理は一体で行われるべき	原材料の安全性確保とGMPが一体となって国の制度として実施されることが望ましい 原材料の安全性確保とGMPを一体として製品の安全性を認証する制度を創設し、消費者が安全な健康食品を選択できる環境を整えることが望ましい
	健康食品に使用される成分の摂取量によるリスク、医薬品との相互作用等について、科学的検証が更に進められるべき	

	健康食品を選ぶ際に、健康状態や疾病履歴等を総合的に判断してもらえよう、専門家の助言を受けられる体制が望ましい	
	健康被害に対する被害救済制度を設けるべき	
	行政の関わり方について	健康食品の安全性に係る第三者認証制度を国が直接制度化することは、規制緩和の流れに反する
		健康食品の安全性確保は基本的に事業者の責任であり、過度に行政が関与することには問題がある
	海外の制度を参考にすべき	市販後の健康被害の報告制度の導入など、EU や米国のサプリメントに関する規制を我が国にも持ち込んではどうか
		将来的に「健康食品法」の制定や、製造・販売業者の届出制度の導入等を行ってはどうか
	その他	健康食品製造事業者の健康食品に関する知識が十分でない
		画一的なフローチャートやチェックリストは、健康食品の安全性確保の指標としては適さない
健康食品の表示について	注意喚起表示を行うべき	過剰摂取による問題が生じうるものについては注意喚起表示を行うべきである
		錠剤・カプセル状の食品については、消費者が医薬品と誤認することのないよう、注意・警告表示を義務づけるべき
健康食品の表示について	効能効果の表示について	健康食品の中には医薬品的な効能効果を謳うものがあり、問題である
		消費者に正しい製品の摂取方法等を伝えるため、効能効果の表示を認めるべき
健康食品の監視・指導について	健康被害事例の収集について	医療機関等においても積極的な聞き取りや被害事例の収集を行い、公的機関が科学的評価を行った上で消費者に適切な情報提供を行うことが望ましい
		因果関係が不明であっても、消費者から被害を申し出られるようにすべき

	その他	薬事法・健康増進法違反の健康食品について、積極的に監視指導・商品名等の公表を行うべき
		テレビ番組等の行き過ぎた健康情報の氾濫を規制してほしい
健康食品に関する普及啓発について	小中学校等における食育が必要	特定成分の過剰摂取や医薬品との相互作用等を避けるため、消費者に対する正しい知識の普及啓発が必要